

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 4 号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>(職員)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 62 条において準用する同法第 37 条第 7 項及び第 8 項の職務（同条第 7 項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第 62 条において準用する同法第 37 条第 10 項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、<u>実習助手</u>、寄宿舎指導員、主任介助員、介助員、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 7 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第 2 条、第 5 条の 2 から第 8 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 13 条から第 17 条まで、第 18 条から第 20 条まで、第 20 条の 3 の 3、第 20 条の 5 の 2（舎監に関する部分に限る。）、第 20 条の 6 から第 25 条まで、第 46 条、第 49 条、第 53 条及び第 53 条の 2 の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、高等学校管理運営規則第 20 条の 7 中「<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>講師</u>（常勤の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、<u>養護助教諭</u>又は<u>実習助手</u>」とあるのは、「又は<u>教諭</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>学校名</th><th>区分</th><th>教育の 対象者</th><th>部</th><th>課程 等</th><th>学 科</th><th>修業 年限</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="7">[略]</td></tr><tr><td>岩手県立</td><td></td><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	学校名	区分	教育の 対象者	部	課程 等	学 科	修業 年限	[略]							岩手県立		[略]					<p>(職員)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 62 条において準用する同法第 37 条第 7 項及び第 8 項の職務（同条第 7 項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第 62 条において準用する同法第 37 条第 10 項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、<u>実習教諭</u>（同法第 82 条において準用する同法第 60 条第 2 項に規定する<u>実習助手</u>をいう。）、寄宿舎指導員、主任介助員、介助員、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 7 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第 2 条、第 5 条の 2 から第 8 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 13 条から第 17 条まで、第 18 条から第 20 条まで、第 20 条の 3 の 3、第 20 条の 5 の 2（舎監に関する部分に限る。）、第 20 条の 6 から第 25 条まで、第 46 条、第 49 条、第 53 条及び第 53 条の 2 の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、高等学校管理運営規則第 20 条の 7 中「<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>講師</u>（常勤の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、<u>養護助教諭</u>又は<u>実習教諭</u>」とあるのは、「又は<u>教諭</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>学校名</th><th>区分</th><th>教育の 対象者</th><th>部</th><th>課程 等</th><th>学 科</th><th>修業 年限</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="7">[略]</td></tr><tr><td>岩手県立</td><td></td><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	学校名	区分	教育の 対象者	部	課程 等	学 科	修業 年限	[略]							岩手県立		[略]				
学校名	区分	教育の 対象者	部	課程 等	学 科	修業 年限																																					
[略]																																											
岩手県立		[略]																																									
学校名	区分	教育の 対象者	部	課程 等	学 科	修業 年限																																					
[略]																																											
岩手県立		[略]																																									

一関清明 支援学校	聴覚障 害者	中学 部	[略]	一関清明 支援学校	聴覚障 害者	中学 部	[略]
	肢体不 自由者 病弱者				<u>知的障 害者</u>		
	[略]	[略]	[略]				
[略]				[略]			
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。